

## 基準 11 管理運営

## (1) 観点ごとの自己評価

11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

観点 11-1-1 : 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能をもっているか。また、必要な職員が配置されているか。

## 【観点到係る状況】

学長と理事6名の役員で、執行部を形成している(資料11-1-1-A、資料11-1-1-B)。執行部では、原則として毎週2回、打合せ会や役員等会議(資料11-1-1-C)を開催し、管理運営全般に加えて、学長、理事が抱えている事項について、共通理解を図るとともに、毎月役員会(資料11-1-1-D)及び運営会議(資料11-1-1-E)を開催し、大学全体の方針を決定している。さらに、常勤監事(業務監査)1名と非常勤監事1名(会計監査)を配置している。

経営に関する事項は、年6回開かれる経営協議会(資料11-1-1-F)で審議・決定し、教育・研究に関する事項は、毎月1回(8月を除く)開かれる教育研究評議会(資料11-1-1-G)で審議・決定している。

事務組織は、事務局長を筆頭に事務局6部の組織(資料11-1-1-H、別添資料11-1-1-1)を配置している。また、各部局においても事務組織を配置し、部局での運営として教授会(研究科委員会)及び運営会議等を毎月行っている。

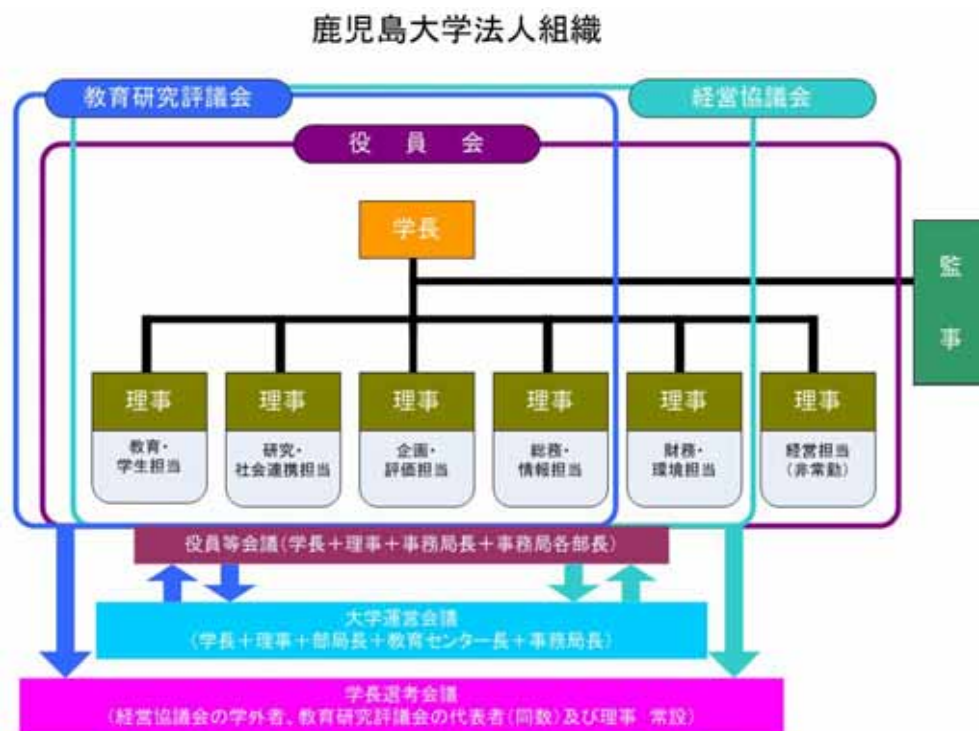
## 資料 11-1-1-A

国立大学法人鹿児島大学組織規則(抜粋) <a href="http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000011.html">http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000011.html</a>																																																	
(役員)	国立大学法人鹿児島大学学長・理事・副学長・監事名簿																																																
第3条 本法人に、役員として、その長である学長、理事6名及び監事2名を置く。 2 役員に関し必要な事項は、この規則のほか、別に定める。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>氏名</th> <th>経歴</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学長</td> <td>吉田 浩己</td> <td>鹿児島大学教授医学総合研究科</td> <td>H19.1.12~H22.1.11</td> </tr> <tr> <td>理事(総務・情報担当)</td> <td>皆川 洋一</td> <td>鹿児島大学教授工学部</td> <td>H19.1.12~H21.1.11</td> </tr> <tr> <td>理事(企画・評価担当)</td> <td>面高 俊宏</td> <td>鹿児島大学教授理学部</td> <td>H19.1.12~H21.1.11</td> </tr> <tr> <td>理事(教育・学生担当)</td> <td>中山 右尚</td> <td>鹿児島大学教授教育学部</td> <td>H19.1.12~H21.1.11</td> </tr> <tr> <td>理事(研究・社会連携担当)</td> <td>愛甲 孝</td> <td>鹿児島大学教授医学総合研究科</td> <td>H19.1.12~H21.1.11</td> </tr> <tr> <td>理事(財務・環境担当)事務局長兼務</td> <td>渡部 賢</td> <td>東京海洋大学事務局長</td> <td>H19.1.12~H21.1.11</td> </tr> <tr> <td>理事(経営担当)</td> <td>吉田 和正</td> <td>日本政策投資銀行南九州支店長</td> <td>H19.5.1~H21.4.30</td> </tr> <tr> <td>副学長(教員配置検討)</td> <td>飯田 泰雄</td> <td>鹿児島大学教授法文学部</td> <td>H19.5.1~H20.3.31</td> </tr> <tr> <td>副学長(予算配分)</td> <td>榮鶴 義人</td> <td>鹿児島大学教授医学総合研究科</td> <td>H19.4.1~H20.3.31</td> </tr> <tr> <td>監事(業務監査)</td> <td>脇田 稔</td> <td>前鹿児島県副知事</td> <td>H18.4.1~H20.3.31</td> </tr> <tr> <td>監事(会計監査)</td> <td>川崎 孝雄</td> <td>公認会計士</td> <td>H18.4.1~H20.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	職名	氏名	経歴	任期	学長	吉田 浩己	鹿児島大学教授医学総合研究科	H19.1.12~H22.1.11	理事(総務・情報担当)	皆川 洋一	鹿児島大学教授工学部	H19.1.12~H21.1.11	理事(企画・評価担当)	面高 俊宏	鹿児島大学教授理学部	H19.1.12~H21.1.11	理事(教育・学生担当)	中山 右尚	鹿児島大学教授教育学部	H19.1.12~H21.1.11	理事(研究・社会連携担当)	愛甲 孝	鹿児島大学教授医学総合研究科	H19.1.12~H21.1.11	理事(財務・環境担当)事務局長兼務	渡部 賢	東京海洋大学事務局長	H19.1.12~H21.1.11	理事(経営担当)	吉田 和正	日本政策投資銀行南九州支店長	H19.5.1~H21.4.30	副学長(教員配置検討)	飯田 泰雄	鹿児島大学教授法文学部	H19.5.1~H20.3.31	副学長(予算配分)	榮鶴 義人	鹿児島大学教授医学総合研究科	H19.4.1~H20.3.31	監事(業務監査)	脇田 稔	前鹿児島県副知事	H18.4.1~H20.3.31	監事(会計監査)	川崎 孝雄	公認会計士	H18.4.1~H20.3.31
職名	氏名	経歴	任期																																														
学長	吉田 浩己	鹿児島大学教授医学総合研究科	H19.1.12~H22.1.11																																														
理事(総務・情報担当)	皆川 洋一	鹿児島大学教授工学部	H19.1.12~H21.1.11																																														
理事(企画・評価担当)	面高 俊宏	鹿児島大学教授理学部	H19.1.12~H21.1.11																																														
理事(教育・学生担当)	中山 右尚	鹿児島大学教授教育学部	H19.1.12~H21.1.11																																														
理事(研究・社会連携担当)	愛甲 孝	鹿児島大学教授医学総合研究科	H19.1.12~H21.1.11																																														
理事(財務・環境担当)事務局長兼務	渡部 賢	東京海洋大学事務局長	H19.1.12~H21.1.11																																														
理事(経営担当)	吉田 和正	日本政策投資銀行南九州支店長	H19.5.1~H21.4.30																																														
副学長(教員配置検討)	飯田 泰雄	鹿児島大学教授法文学部	H19.5.1~H20.3.31																																														
副学長(予算配分)	榮鶴 義人	鹿児島大学教授医学総合研究科	H19.4.1~H20.3.31																																														
監事(業務監査)	脇田 稔	前鹿児島県副知事	H18.4.1~H20.3.31																																														
監事(会計監査)	川崎 孝雄	公認会計士	H18.4.1~H20.3.31																																														
(運営組織)																																																	
第20条 本法人に、役員会、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議及び役員等会議を置く。 2 前項に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。																																																	

(出典 国立大学法人鹿児島大学組織規則)

## 資料 1 1 - 1 - - B

鹿兒島大学管理運営体制 (<http://www.kagoshima-u.ac.jp/contents/gaiyou/soshikizu/img/unei.pdf>)



(出典 鹿兒島大学ウェブサイト)

## 資料 1 1 - 1 - - C

国立大学法人鹿兒島大学役員等会議規則 (抜粋)

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89005351.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89005351.html))

(組織)

第2条 役員等会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 事務局長
- (4) 事務局各部長

(審議事項)

第3条 役員等会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 経営及び教育・研究に関する事項
- (2) その他役員等会議が定める重要事項

(出典 国立大学法人鹿兒島大学役員等会議規則)

## 資料 1 1 - 1 - - D

国立大学法人鹿兒島大学役員会規則 (抜粋)

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89000021.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000021.html))

(組織)

第2条 役員会は、次に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長

## (2) 理事

## (審議事項)

第3条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項
- (2) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 鹿児島大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

(出典 国立大学法人鹿児島大学役員会規則)

資料 1 1 - 1 - - E

## 国立大学法人鹿児島大学運営会議規則(抜粋)

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89005341.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89005341.html))

## (組織)

第2条 大学運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 各学部長
- (4) 医学部・歯学部附属病院長
- (5) 大学院医歯学総合研究科長
- (6) 大学院司法政策研究科長
- (7) 大学院臨床心理学研究科長
- (8) 大学院連合農学研究科長
- (9) 教育センター長
- (10) 事務局長

## (審議事項)

第3条 大学運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会及び国立大学法人鹿児島大学経営協議会への提案事項のうち学長が必要と認める重要事項
- (2) 学部その他部局間に係る重要事項
- (3) その他学長及び大学運営会議が必要と認める事項

(出典 国立大学法人鹿児島大学運営会議規則)

## 資料 1 1 - 1 - - F

## 国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則（抜粋）

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89000031.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000031.html))

## (組織)

第2条 経営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事 5名
- (3) 医学部・歯学部附属病院長
- (4) 事務局長
- (5) 前各号の委員の総数と同数の学外有識者

2 前項第5号の委員は、国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する。

3 第1項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の範囲を超えられない。

4 第1項第5号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (審議事項)

第3条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)に関する事項のうち、経営に関する事項

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関する事項

(3) 学則(経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(6) その他経営に関する重要事項

経営協議会学外有識者名簿

職 名 等		氏 名
学 外 有 識 者	消費生活アドバイザー 元鹿児島大学運営諮問会議委員	石 塚 奈 穂 美
	鹿 児 島 県 副 知 事	市 橋 保 彦
	鹿 児 島 商 工 会 議 所 副 会 頭	藤 訪 秀 治
	鹿 児 島 県 医 師 会 副 会 長	園 田 勝 男
	志 夢 館 大 学 法 学 部 長 元 鹿 児 島 大 学 法 文 学 部 長	坂 村 吉 康
	社 団 法 人 日 本 産 業 カ ウ ン セ ラ ー 協 会 九 州 支 部 鹿 児 島 地 域 責 任 者	林 ユ リ 子
前 鹿 屋 体 育 大 学 理 事 ( 非 常 勤 ) 元 鹿 児 島 大 学 副 学 長	萬 田 正 治	

(50音順)

(出典 国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則)

## 資料 1 1 - 1 - - G

## 国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会規則（抜粋）

([http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89000041.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000041.html))

## (組織)

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事 4名
- (3) 各学部長
- (4) 医学部・歯学部附属病院長
- (5) 大学院医歯学総合研究科長
- (6) 大学院司法政策研究科長

- (7) 大学院臨床心理学研究科長
- (8) 大学院連合農学研究科長
- (9) 附属図書館長
- (10) 学内共同教育研究施設の代表者 1名
- (11) 教育センター長
- (12) 各副学部長 各1名
- (13) 事務局長

(審議事項)

第3条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

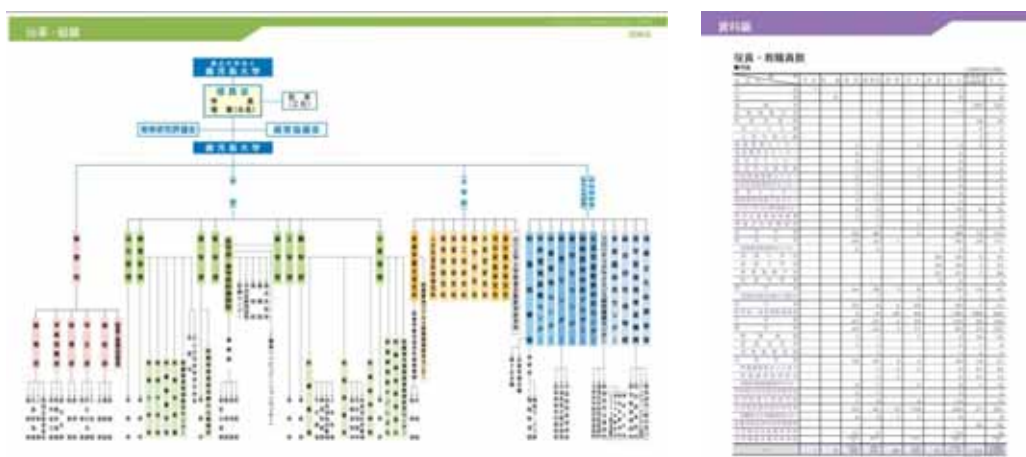
- (1) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。)に関する事項(経営に関する事項を除く。)
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(経営に関する事項を除く。)
- (3) 学則(経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

(出典 国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会規則)

資料11-1- - H

鹿児島大学概要 (<http://www.kagoshima-u.ac.jp/univ/j/index.html>)

(P8-9: 組織図/P40: 役員・教職員数)



(出典 鹿児島大学概要)

【根拠資料欄】

別添資料11-1- - 1

組織図/役員・教職員数(鹿児島大学概要)

## 【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織は、執行体制として役員会、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議そして、部局では教授会等が開催されている。事務組織では、事務局を中心に事務局6部が各部局事務と連携しながら学内運営を担っている。

本学は多種多様な組織(部局等)を構成している総合大学であるが、管理運営体制は、目的を達成するために適切な規模機能を有しており、事務職員の配置状況も適切である。

観点 11 - 1 - : 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

## 【観点到係る状況】

大学運営の企画立案体制を強化・整備するために、学長のリーダーシップに基づき、大学の業務運営及び教育研究の基本方針を企画立案する組織として、理事、学長補佐(10名)及び部局長以外の評議員(10名)で組織する「人事計画室」「広報センター」「将来構想室」「評価室(17年度設置)」「国際戦略本部(17年度設置)」「教育改革室」「就職支援センター」「研究戦略室」「産学官連携推進機構企画室(17年度設置)」「財務計画室」「キャンパス計画室」「情報企画推進本部」を設置している(別添資料11-1--1)。

この組織が立案した素案を実施案とする調整機能を、部局の委員が構成員となる新設又は改組・充実した全学委員会(新設4委員会;人事・労務管理委員会、将来構想委員会、研究企画委員会、財務委員会、改組4委員会:広報委員会、大学評価委員会、産学官連携推進機構運営委員会、情報企画推進委員会)及びその他の委員会に委ね、企画立案機能と部局間の意見調整機能の分離を図った。

各部局間の意見を調整する機能を部局長等会議に持たせ、この会議を月2回開催(従来は月1回開催)する改善を行ったが、19年2月以降、この部局長等会議を廃止し、全学の重要事項を審議する大学運営会議に各部局長等を委員として参画させる大学運営会議を設置し、各部局長の意見を全学の運営に反映させる体制を整備した。

学長のリーダーシップ(資料11-1--A)と部局等との調整を図りながら、法人全体の意思決定のプロセスの透明性・公正性を確保している。法人全体の観点到立った意思決定と、その方針に沿った各部局等の活動の総合調整を効率的に行うため、部局等からの提案等についても審議事項にするなど、大学運営会議をボトムアップ型の意見集約機構と位置づけ、学長、理事と部局長等との意思疎通を図っている。教育研究評議会や経営協議会に諮る重要事項については、予め大学運営会議に諮ることとしており、会議の役割と機能をより充実・強化した。

資料11-1--A

中期目標(抜粋)([http://www.kagoshima-u.ac.jp/info\\_disc/mokuhyo.pdf](http://www.kagoshima-u.ac.jp/info_disc/mokuhyo.pdf))

6. 管理・運営に関する基本的目標

現今の世界と日本での急速な変化に対応するため、鹿兒島大学の制度・組織に関する全学的構想の立案と実施に努め、常に主体的自律的に改革を行い、学長を中心とした円滑な意思決定形成とダイナミックで機動的な管理・運営を行い、社会的責任を全うする。

(出典 中期目標:鹿兒島大学ウェブサイト)

## 【根拠資料欄】

別添資料 11 - 1 - 1 - 1 各室会議構成員、審議事項（各室会議規則抜粋）

## 【分析結果とその根拠理由】

学長のリーダーシップを機能させるためには、全学的な視点で方針を示すことが必要となるが、そのためには部局等が抱えている現状を踏まえる必要がある。本学では、企画立案組織で計画したものを全学委員会で審議し、役員等会議に諮り、大学運営会議で部局等との意見調整を図りながら、教育研究評議会及び経営協議会で審議し、役員会で決定する「新しい運営体制」を構築している。

観点 11 - 1 - 1 : 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

## 【観点到係る状況】

教員、事務職員等のニーズに関する意見等は、各種委員会、部局の教授会、研究科委員会等で受けている。18年度から本学ホームページに「業務改善提案窓口」（資料 11 - 1 - 1 - A、別添資料 11 - 1 - 1 - 1）を設け、教職員から受け付けた業務改善に関する提案を担当組織に提示し、対応の実施をフォローする仕組みを設けている。対応結果は会議で報告するとともに学内のウェブサイト公表している。

学生のニーズは、学長との懇談会（前述別添資料 7 - 3 - 1）などを企画して把握している。学生の意見聴取と管理運営は、直接的には対応していないが、実態を踏まえた業務内容とすることに心掛けている。

経営協議会には、学外有識者を加えており、内部での決定事項に対しても意見をもらうこととしている。

資料 1 1 - 1 - - A

業務改善に関する提案の受付・対応

(<http://hm.kuas.kagoshima-u.ac.jp/kansa/index.htm> : 学内のみアクセス可)



(出典 鹿児島大学ウェブサイト)

【根拠資料欄】

別添資料 1 1 - 1 - - 1 業務改善に関する提案の受付・対応について (鹿児島大学ウェブサイト)

【分析結果とその根拠理由】

教員、事務職員のニーズの把握として、「業務改善提案窓口」をウェブサイトで受け付け、対応を検討し、結果を会議で報告するとともにウェブサイトに公表することにより、提案者以外の教員、事務職員も把握できる仕組みとしている。また、学生のニーズを把握するための懇談会も企画しており、関係者等のニーズは適切に把握されている。

観点 11 - 1 - : 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到に係る状況】

監事は、監事監査規則(資料 1 1 - 1 - - A)に基づき監査計画(別添資料 1 1 - 1 - - 1)を策定し、業務監査は毎事業年度、会計監査は毎月及び毎事業年度決算時に、書面監査、実地監査及びその他適宜な方法により実施(別添資料 1 1 - 1 - - 2)している。18年度には、業務監査については年間を通じて事業の実施状況等、会計監査については月次監査及び年度決算時に財務諸表、決算報告書等の監査を実施し、必要に応じ指導を受けている。また、監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他の会議にも出席しており、意見等を述べている。

資料 1 1 - 1 - - A

国立大学法人鹿兒島大学監事監査規則（抜粋）

（[http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89004851.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89004851.html)）

（監査の目的）

第2条 監査は、本学の業務の適正並びに効率的及び効果的な運営を期するとともに、会計経理の適正を確保することを目的とする。

（監査の対象）

第3条 監査は、本学の業務及び会計について行う。

（監査事項）

第4条 監事の監査は、次に掲げる事項について実施する。

- (1) 関係法令、業務方法書その他諸規則等に基づく事業の実施の状況に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画の実施の状況に関する事項
- (3) 組織運営及び人事管理の状況に関する事項
- (4) 経営執行の効率化及び業務能率化の状況に関する事項
- (5) 決算報告書及び財務諸表の適否に関する事項
- (6) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (7) 資金管理に関する事項
- (8) 現金及び物品の出納並びに保管に関する事項
- (9) 適正な入札の執行に関する事項
- (10) その他監査の目的を達成するために必要な事項

（監査計画）

第7条 監事は、毎事業年度の初めに監査の実施に関する計画(以下「監査計画」という。)を作成するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限りではない。

2 監事は、監査計画を作成し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ学長の意見を聴かなければならない。

（出典 国立大学法人鹿兒島大学監事監査規則）

#### 【根拠資料欄】

別添資料 1 1 - 1 - - 1 監事監査計画

別添資料 1 1 - 1 - - 2 監査報告書

#### 【分析結果とその根拠理由】

監事は、監事監査規則及び監事監査計画により、業務監査では事業の実施状況等、会計監査では財務諸表、決算報告書等の監査を適切に行っている。また、必要に応じて役員会等の会議に出席している。以上から監事が適切な役割を果たしている。

観点 11 - 1 - : 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到に係る状況】

事務組織等の能力が向上するよう様々な研修を計画、実施（資料 11 - 1 - - A、前述別添資料 9 - 2 - - 1）している。新任教員及び新任職員のための研修や中堅職員の研修等、様々な立場の者に対して、研修を実施している。特徴的なものとして、採用後 3 年目の者を対象として、身に付けたスキルの整理、現状における課題の認識するための「フォローアップ研修会」や管理職員を対象に一般企業、自治体職員と合同で様々なテーマに取り組む「リーダー共育講座」等を実施している。

資料 11 - 1 - - A

国立大学法人鹿児島大学職員研修に関する規則（抜粋）

（[http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/ax89000711.html](http://hg.kuas.kagoshima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/ax89000711.html)）

（研修の目的）

第 2 条 研修は、職員に現在就いている職又は将来就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させ、その遂行に必要な職員の能力、資質等を向上させることを目的とする。

（学長の責務）

第 3 条 学長は、職員に対する研修の必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立て、実施に努めなければならない。

2 学長は、研修の効果を高めるために職員の自己啓発の意欲を發揮させるように配慮しなければならない。

3 学長は、必要と認めるときは、他の研修機関、学校その他の機関に委託して研修を行うことができる。

（職員の責務）

第 4 条 職員は、自己啓発に努めるとともに計画的に研修を受講し、その成果を職務に反映するよう努めなければならない。

2 職員は、研修を受けるにあたっては、当該研修の実施にあたる機関が定める研修の効果的実施のために必要と認められる規律その他の定めに従い、研修に専念しなければならない。

（出典 国立大学法人鹿児島大学職員研修に関する規則）

【根拠資料欄】

なし

【分析結果とその根拠理由】

管理運営及び事務組織の機能向上のための研修は、人事課に担当係を配置し、企画から実施まで、計画的に実施している。実施に際しては、階層別に行い、新たな手法も随時取り入れているところである。

以上から、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組については、組織的かつ適切に実施されている。

11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。

観点 11 - 2 - : 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法に基づき法人及び大学運営のための規則（別添資料 11 - 2 - - 1）として、各種組織や運営のための委員会規則等を整備している。また、方針に関しても、6年間の中期目標・計画（別添資料 11 - 2 - - 2）等に明示して、学長選考の規則も明確化している。

【根拠資料欄】

別添資料 11 - 2 - - 1 管理運営会議構成員・審議事項（管理運営会議等規則抜粋）

別添資料 11 - 2 - - 2 中期目標・中期計画

【分析結果とその根拠理由】

16年以降の国立大学の法人化に伴い、必要な諸規定、法人としての考え方（方針）及び構成員の責務と権限についても明確化し、適切に運営しており、方針等は明確に定められている。

観点 11 - 2 - : 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点に係る状況】

大学全体の目的、計画は、中期目標・計画に明示し、それを基に年度計画を策定している。部局等では、それを基に具体的に実施している。これらのデータは、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるよう本学ウェブサイトに掲載している。

また、評価の一環として、学内機能を強化するため、各理事と各部局、各種委員会とを双方向にPDCAサイクルを可能とする体制（資料 11 - 2 - - A、別添資料 11 - 2 - - 1）を確立し、大学全体の活動状況の把握を可能としている。学術情報基盤センターを中心として、各情報部門で業務運営上必要とされる様々な種類のデータベース（資料 11 - 2 - - B）を構築し、構成員が必要に応じて適切にアクセスできるようになっている。



## 【根拠資料欄】

別添資料 1 1 - 2 - - 1 年度計画 P D C A サイクル

## 【分析結果とその根拠理由】

大学全体の目的、計画、活動状況に関しては、評価の一環として把握している。また、セキュリティや個人情報保護に属さないものについては、ウェブサイトやグループウェアソフトで周知、アクセスできるようにしている。業務に必要なデータベースも各種構築しており、必要な情報は蓄積され、システムは機能している。

11 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

観点 11 - 3 - : 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

## 【観点到に係る状況】

18年4月に設置された評価室では、企画評価課と連携して、学内の総合的な活動状況について機関別認証評価への対応及び国立大学法人評価への対応を念頭とする自己点検・評価を中心として、大学評価業務を統括している。認証評価を受審する際に、部局単位、大学全体で自己点検・評価を実施したが、根拠資料の精選に主眼を置き、必要な情報に基づいて評価するようにした。

部局ごとに毎年度の自己点検を行い、3年ごとに構成員評価を行うことを定めており、部局ごとに客観的な指標となる根拠データを蓄積しつつ実施している。毎年度の自己点検は、根拠となる資料やデータに基づいて厳格に行っている。自主的に自己点検・評価(前述別添資料3 - 2 - - 2)を行っている部局もあり、それらは外部評価に耐えうる内容とするために、根拠やデータという客観的な指標をもとに実施している。

## 【根拠資料欄】

なし

## 【分析結果とその根拠理由】

大学の活動については、部局ごとに自己点検と3年ごとの構成員評価を行うことを定めている。

さらに、自主的にデータに基づき自己点検・評価を実施している部局がある。全学として評価を推進するために、評価室では、機関別認証評価及び国立大学法人評価を念頭に、自己点検・評価を通しての学内の活性化を図っている。今回の機関別認証評価を通して、根拠資料に基づく自己点検・評価をすることによって、学内の未整備事項がより一層把握できた。よって、学内の自己点検・評価は資料やデータに基づいて実施され、有効に機能している。

観点 11 - 3 - : 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価については、これまで各部局単位で、その都度報告書を作成しており、学内で広く配布し周知を図るとともに、学外に関しては、一部の部局では全国の大学や研究機関等に配布するとともに、ウェブサイト(資料 11 - 3 - - A)において公表されている。

大学全体としては、国立大学法人評価の一環として、毎年度、業務実績に関する評価を行い、評価結果と併せてウェブサイトです内外に公表している。また、今回の機関別認証評価の自己評価書も、ウェブサイトでの公表を予定している。

資料 11 - 3 - - A



(出典 鹿兒島大学ウェブサイト)

【根拠資料欄】

なし

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人評価で毎年度実施している業務実績報告は、評価結果と併せて学内外に公表している。機関別認証評価を受審するにあたって、評価書の提出に際してウェブサイトで公表することとしている。

以上のことから自己点検・評価の学内及び社会への公表は実施されていると判断する。

観点 11 - 3 - : 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

#### 【観点に係る状況】

外部評価に関しては、国立大学法人評価の業務実績報告や今回の機関別認証評価の受審の際の、提出前に役員会及び外部の有識者を含めた経営協議会等で審議されている。また、本学の事業検証として、地元銀行のシンクタンク（研究所）に依頼し、本学が行っている事業（教育研究等）について、地域貢献度をキーワードとして検証の在り方を模索中（別添資料 1 1 - 3 - - 1）である。これについては、19 年度中に検証を行い、本学が地域連携するための方策や大学全体の将来構想の基礎資料等に役立てたいと考えている。

各部局においては、工学部では JABEE 認定、水産学部では ISO9001 認証を通して外部機関による検証（別添資料 1 1 - 3 - - 2）が行われている。

#### 【根拠資料欄】

別添資料 1 1 - 3 - - 1	地域貢献活動に関する検討資料
別添資料 1 1 - 3 - - 2	部局単位での検証実績（訪問調査時確認）
	・工学部：JABEE
	・水産学部：ISO9001

#### 【分析結果とその根拠理由】

大学全体としては、法令に定められた評価に対応する際の外部者を含めた委員会でのチェックのみならず、今回、地域貢献というキーワードで外部機関による検証を実施することとした。これについては、漠然とした外部検証では無く目的を明確にしている点で、具体的に将来構想に結びつく内容となっている。検証結果も今後、地域社会との交流の在り方（官民双方とも事業連携の推進）を探る方策として実施しており、本学の将来構想（地域連携のあるべき姿や次期中期目標・計画の策定）に具体的に活かすこととしており、地域社会に根ざした特徴のある計画である。

また、部局単位での自己点検・評価でも、その結果を外部評価（検証）している部局もある。また、工学部及び水産学部では、規格化されたプログラム認定を通して厳密に検証されている。

以上のことから外部検証機能は有効に機能していると判断される。

観点 11 - 3 - : 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

毎年行われる国立大学法人評価の業務実績報告に関しては、自己評価する際に今後の改善のための方策についても検討している。これについては、毎年、結果を受け、評価委員会等で改善のための議論が行われている。さらに、外部者を含めた経営協議会においても、今後の改善に向けての検討が行われている（別添資料 1 1 - 3 - - 1）。

また、今回の機関別認証評価の受審にあたって、これまでの自己点検・評価の結果を踏まえ、未整備事項等については大学全体として整備を進め、全学的に教務委員会等で審議し、改善を図った。

なお、19年4月に評価室に専任教員を配置し、学内の総合的な活動状況について把握するとともに、これまでの評価結果を生かし、機関別認証評価及び法人評価に対応するために、現在取り組んでいる。

#### 【根拠資料欄】

別添資料11-3 - - 1 評価結果のフィードバック・改善事例（経営協議会資料）

#### 【分析結果とその根拠理由】

今回の機関別認証評価のための自己点検・評価を通じて、PDCAサイクルを有効機能させ、業務改善を大学全体として捉え、整備を進めている。また、国立大学法人評価の業務実績報告のための検証についても、個々に点検し、整備事項があれば見直している。これらを通じて、評価は通常業務であるという認識を深め、今後とも学内全体で捉えることとしている。

また、評価室が設置され、評価結果を統括して改善への取り組みを行っている。

以上から、評価結果はフィードバックされ、改善への取組が適切に実行されている。

#### （2）優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

大学全体の将来構想を考えるための地域貢献を重視した外部検証については、今後の鹿兒島大学全体の将来構想に結びつくような内容として検証しており、具体性を持った独自の取り組みとして興味深い試みである。

##### 【改善を要する点】

特になし

#### （3）基準11の自己評価の概要

本学は、法人化後、必要な諸規則を定め、また、役員等を配置しながら、管理体制を有効機能させるべく、問題点の把握から改善まで全学的なとらえ方として、評価を通じたPDCAサイクルの定着を主眼として実施してきた。

また、必要な管理体制を構築するために事務職員の研修も新たな試みを取り入れながら階層別に実施している。

さらに、外部検証を有効活用し、本学の将来構想や事業推進の道標となるよう、積極的に外部提言を取り入れる試みも実施している。

特に本学の地域性を踏まえた検証を行い、地域社会と共に学内運営を進める方策を模索しており、今後の大学のあるべき姿も思慮しながら常に改善に向けた検討をしている。